

2016くらしのサポーター通信

メールの架空請求に御注意ください！

ハイライト:

- 今月のテーマ
 - ・メールの架空請求請求に御注意ください！
 - ・高齢者のやけどに御注意ください！
 - ・平成28年12月から洗濯表示が変わります
- お知らせ
- くらしのコラム
 - 正月に歳を取らない～数え年から満年齢へ～

1 概要

平成27年4月～11月までに、徳島県消費者情報センターに寄せられた架空請求に関する相談は120件で、前年同期の149件からやや減少しています。しかし、請求の手口がメールである「メールの架空請求」は、94件から102件に増加しています。相談は20代～80代までの幅広い年代の方から寄せられており、男女比はほぼ半々となっています。

2 相談事例

- 携帯電話に「総合情報サイトが無料期間内に退会手続きされておらず、利用料金が発生している。放置すれば民事訴訟を執行する」とメールが届いた。心当たりはなく不審。
- スマホにアダルトサイトの料金が未払いとのメールが届いた。以前、アダルトサイトを利用したことがあったので、その料金のことと思い、メールに記載されている番号に電話をかけた。「未納料金は20万円だが、今日中に支払うなら10万円でよい」と言われ、コンビニで電子マネーを購入して、その番号を電話で伝えた。ところが今日、弁護士を名乗る人物から電話があり、まだサイト4社の未納料金が100万円あると言われた。

3 アドバイス

(1) 業者（詐欺グループ）に連絡しないこと

「退会処理希望の方は本日中に連絡ください」などと書かれていても、あわてて業者に連絡しないようにしましょう。業者に連絡すると、電話番号等の個人情報を知られてしまうことにつながり、より請求がエスカレートするおそれがあります。

(2) 利用した覚えがない請求は、支払わず無視すること

サービスを利用していなければ料金を支払う必要はありません。「これ以上関わりたくない」などの理由で支払ってしまうと、業者にターゲットにされ、さらなる請求につながってしまいます。

(3) 消費生活センターに相談してください

支払義務があるかどうか分からない場合や不安なときは、一人で悩まずに、消費生活センターに相談してください。メールの内容、支払いをした場合は書類等を保存しておくといいでしょう。



高齢者のやけどに御注意ください！

消費者庁には、65歳以上の高齢者が不注意や暖房器具等のご使用によりやけどを負ったという事故情報が338件寄せられており、死亡に至った事例もあります。

高齢者は若年者に比べて皮膚が薄く、また、運動機能や感覚機能が低下するため重いやけどを負うリスクが高まります。高齢の方は特に、**低温やけど、着衣着火、ストーブの上に置いたやかん等の熱湯を浴びる事故、入浴に際しての事故**に御注意ください。

(1) 低温やけど

原因製品は、カイロ、湯たんぽ、ストーブ類、電気毛布、あんかの順で多く見られます。

低温やけどは普通のやけどに比べて痛みが少なく、水ぶくれなどもできにくく、乾燥していることが多いため、一見軽そうに見えますが、長時間熱の作用が及んだために、深いやけどになっていることが珍しくありません。

【事例1】こたつで就寝し朝起きると、足指より出血しており熱傷に気付いた。左第1～3、右第1足指に熱傷を認め入院。左第1、2足指切断、第3足指は皮膚移植を行った。
(70代男性、要入院)

- 低温やけどを防ぐためには、長時間同じ場所を温めないことが重要です。44℃では3～4時間、46℃では30分～1時間、50℃では2～3分で皮膚が損傷を受けます。
- 就寝時には、布団が暖まったら湯たんぽやあんかは布団から出す、寝るときはカイロは使用しない、電気毛布等は高温で使用しないようにしましょう。
- 低温やけどは水で冷やしても効果はありません。見た目より重傷の場合がありますので、痛みや違和感がある場合は医療機関を受診しましょう。

(2) 着衣着火

着火源としては仏壇のろうそくの火、ガスコンロの順で多く見られました。

【事例2】仏壇のろうそくに火を付けた際に服に燃え移って受傷。同居の家族が気づき、水をかけ消火しドクターヘリで搬送された。前胸部から顔面及び両上肢に熱傷。

(80代女性、死亡)

- 毛足の長い生地や飾りの多い衣類、ゆったりした垂れ下がるようなデザインなど火の付きやすい衣類は、火を使うときは身に着けないようにしましょう。
- 着衣着火が起きたときは、水をかぶって火を消してください。水がなければ、床や地面に火を押しつけて消してください。決して走り回ってはいけません。
- LEDを使った仏壇用のろうそくや線香の使用も検討すると良いでしょう。

(3) ストーブの上に置いたやかん等の熱湯を浴びる事故

【事例3】火が付いているストーブを移動させていて、ストーブの上に置いていたやかんがひっくり返って湯が右大たい内側部にかかり熱傷を負った。(80代女性、要入院)

- ストーブの上にやかんや鍋を置くのは避けましょう。
- 転倒を防ぐため、床に不要な物を置かないようにしましょう。
- 熱湯を浴びてしまったときは、すぐに水で十分に冷やしましょう。着衣の上から熱湯を浴びた場合は無理に脱ごうとせず、衣服を着たまま冷やしましょう。

(4) 入浴に際しての事故

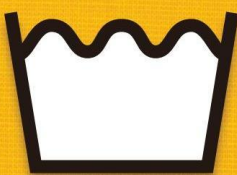






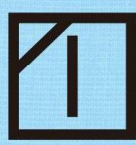






【事例4】 自宅のお風呂に80～90度の熱湯だけを溜め、水で温度を調節するのを忘れて右足を浴槽内に入れてしまった。右大たい部からでん部まで熱傷。(80代女性、要入院)

- 高齢者がお風呂に入る前に、浴槽やシャワーの湯温が適温かを確認しましょう。
- 入浴中の追いだきはやけどの原因になることがありますので、過度な追いだきは控えるとともに、循環口に触れたり体を近づけたりしないようにしましょう。

平成28年12月から洗濯表示が変わります

平成28年12月から、衣類等の繊維製品の洗濯表示が「新JIS」になったものに変更されます。5つの基本記号と付加記号の組み合わせで表示されます。

新JISでは、記号の種類が22種類から41種類に増え、きめ細かい情報が提供されるようになるとともに、国内外で洗濯表示が統一され、消費者の利便性が向上します。

 洗濯のしかた	 漂白のしかた	 乾燥のしかた	 アイロンの かけかた	 クリーニングの 種類										
例  <small>液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる</small>	例  <small>塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止</small>	例  <small>日陰のつり干しがよい</small>	例  <small>底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる</small>	例  <small>石油系溶剤によるドライクリーニングができる</small>										
▼ 5つの基本記号 		▼ 付加記号 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">強さ</td> <td style="width: 15%;">線なし 通常</td> <td style="width: 15%;">— 弱い</td> <td style="width: 15%;">= 非常に弱い</td> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">  禁止 </td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td style="text-align: center;">● 低い</td> <td style="text-align: center;">← ● ● →</td> <td style="text-align: center;">● ● ● 高い</td> </tr> </table>		強さ	線なし 通常	— 弱い	= 非常に弱い	 禁止	温度	● 低い	← ● ● →	● ● ● 高い	新しい表示を覚えて大切な衣類を正しく取り扱しましょう。	
強さ	線なし 通常	— 弱い	= 非常に弱い	 禁止										
温度	● 低い	← ● ● →	● ● ● 高い											

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

くらしのコラム

正月に歳を取らない ～数え年から満年齢へ～

以前に書いたことがあるのだが、その昔の年齢計算は、数え年であった。歳を数えるのは正月であり、祖父母の家に年始に行くと「幾歳になった？」と聴かれてお年玉をくれた。

数え年から満年齢で歳を数えるようになると、正月では歳を取らずに誕生日に歳を数えるようになる。正月の意義が一つ減ったのであり、誕生日の意義は増したのである。

満年齢で誕生日に年齢を重ねると、閏年の2月29日生まれの人は4年に一度しか歳を取らない。入学や選挙権、税金の徴収などに困るので、行政は誕生日の前日に歳を取らせたのである。

行政の立場では、閏年にも例外にならないよう考えるのだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

お知らせ

消費生活コーディネーターを募集します

1 認定基準

(1)と(2)の両方の要件を満たす方。

(1)「平成25年度以降の消費者大学校大学院の卒業生」又は「くらしのサポーター」であること

(2)一般財団法人日本消費者協会の消費者力検定の応用コース1級の認定を受けている者、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタント

2 認定等

(1)認定期間

認定日から2年間。ただし、満了日までに再認定を希望しない場合（所定様式）がない場合は再度2年間認定。以後も同様。

(2)活動に対する県の支援

啓発等の活動に必要な資料の提供、講演会の講師としてのあっせん等、円滑なコーディネーター活動を行うために必要な支援を行います。

3 応募方法

平成28年2月5日(金)までに消費生活コーディネーター認定申請書を御提出ください。

4 その他

別添の募集案内を御覧ください。詳細は、徳島県消費者情報センターにお問合せください。



くらしのサポーター担当者より
あけましておめでとうございます。

昨年の徳島県内の特殊詐欺の被害額は約2億7千万円でした。被害額は前年より約7千万円減少しましたが、認知件数は、50件から74件に増加しています。

特にオレオレ詐欺は、被害額が約1億6千万円と過去最悪の被害となりました。

くらしのサポーターの皆様におかれましては、消費者被害撲滅のため、本年も御協力をお願いします。